

令和元年度 第3回さいたま市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 議事録

日時：令和元年10月29日（火）10：00～11：15

場所：ときわ会館5階大ホール

【次第】

- | | |
|-----|------------------------------------------------------------|
| 1 | 開 会 |
| 2 | 議 事 |
| (1) | 「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」
平成30年度進捗状況及び評価に係る意見具申（案）について |
| (2) | 第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン
素案について |
| (3) | その他 |
| 3 | 閉 会 |

【資料】

- | | |
|-----|-----------------------------------------------------------------------|
| 席次 | |
| 名簿 | |
| 次第 | |
| 資料1 | さいたま子ども・子育て支援事業計画
「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」
平成30年度進捗状況及び評価について |
| 資料2 | 第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン
素案 |

【出席者・欠席者（敬称略）】

〈委員〉

出席委員・・・大野智子、小熊千代、小野雄大、川方弘子、小林秀祐、佐々木彩子、須崎統子、鈴木文子、鈴木真由美、田口邦雄、服部圓、濱田浩、半田達也、山中冴子

欠席委員・・・石塚章夫、生形雅美、片柳香子、武田ちあき、辻美由紀、朽原正浩、刀根洋子、長岡有実子、巻淳一、松尾創、松島万里子、松本辰美、若松隆

〈事務局〉

・子ども未来局

子ども育成部：小田嶋部長／子育て支援政策課 加藤参事（兼）課長／青少年育成課 五島課長／他

幼児未来部：佐野部長／幼児政策課 小池課長／のびのび安心子育て課 大砂課長／保育課 大久保課長／他

子ども家庭総合センター：田中次長（兼）総務課長／
児童相談所 薄田参事（兼）所長／
子ども家庭支援課 野田課長／他

総合療育センターひまわり学園：総務課 竹内課長／医務課 黒須課長／
育成課 青木副参事／
療育センターさくら草 杉本副参事／他

・保健福祉局

保健部：健康増進課 星野参事（兼）課長／他

保健所：地域保健支援課 小林参事（兼）課長／他

【開 会】

（１）委員の出席状況

委員定数 27 人に対し半数以上の 14 人の出席があり、「さいたま市社会福祉審議会条例」の規定により、児童福祉専門分科会成立の報告

（２）配布資料の確認

（３）傍聴希望者なし

【議 事】

（山中会長）

議事に入る前に一言ご挨拶させていただきます。

皆様おはようございます。早いもので 10 月も下旬となり、今年も残すところ 2 ヶ月余りとなりました。先日の台風 19 号の影響でさいたま市内でも多くの被害があったとお聞きしております。被災をされました方々に、この場をお借りいたしましてお見舞い申し上げます。

さて、今年度第 3 回目となる本日は、これまでご審議いただきました、「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」平成 30 年度の進捗状況及び評価について分科会としての意見をまとめ、市長に対して具申する内容についてご審議いただきます。また、第 2 期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プランの素案についてご審議いただきます。

委員の皆様の忌憚のないご意見を聞かせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事を進めます。始めに、議事（１）「さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」平成 30 年度進捗状況及び評価に係る意見具申（案）について」事務局から説明をお願いします。

（子育て支援政策課長）

お手元の資料 1 をお願いいたします。こちらは、本分科会における「さいたま子

ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」平成 30 年度進捗状況及び評価に対する意見とし、市長へ具申するものとなります。

この具申案につきましては、第 1 回、第 2 回の分科会において、委員の皆様から頂いたご意見を基に作成させていただいたものでございます。

それでは、お手元の具申案を読み上げという形で説明させていただきます。

全 119 事業中、「A:達成」、「B:概ね達成」と評価した事業は、113 事業(95.0%)となっており、ほとんどの事業が順調に進められています。

しかしながら、平成 31 年 4 月時点の保育所等利用待機児童数は、前年度より 78 人多い 393 人、放課後児童クラブの待機児童数は前年度より 13 人多い 392 人となっており、高まる市民ニーズに対応しきれていない面も見られます。

さらに、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、新たな制度への円滑な対応が求められています。

子ども・青少年を取り巻く環境が大きく変化していく中、子ども・青少年が抱える問題も多岐に渡っています。環境の変化に応じて市民ニーズに対して柔軟に、かつ速やかに対応していくことが重要であると考えます。

このことを考慮したうえで、事業の実施にあたっては当分科会において委員から出された様々な意見等を踏まえ、各事業について市民目線で着実に取り組んでいくことを求めます。

また、令和 2 年度からの「第 2 期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の策定にあたり、計画に位置付けられた事業の評価方法や目標値に使用する指標について、より分かりやすいものとなるよう検討されることを望みます。

以上の内容が具申案の本体となっております。資料の 1 枚目下段から 2 枚目にかけては、「委員からの意見等」として、これまでの分科会の中で委員の皆様からいただいたご意見を記載させていただいております。

具申案についての説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(山中会長)

ただ今ご説明いただきました、資料 1 につきましては、最初の方に全体的なことが書かれておりまして、そのあと 2 枚目にわたり委員の皆様からいただいたご意見が明記されております。これにつきましてご意見やご質問はございますか。また、ご意見をお出しいただいた委員の皆様から何かございますか。

下部にある委員の皆様からの具体的なご意見ですとか、前段の全体的な文章の中で出た評価の方法ですとか目標値に使用する指標についてわかりやすいものにするというような、全体にわたる意見も反映されているかなと思います。

－ 発言なし －

ご意見が無いようですが、これで完成ということになるのでしょうか。

(子育て支援政策課長)

具申案につきましては、ただ今委員の皆様からご了承いただいたということで、

この後は、会長と事務局で文言整理などをさせていただき、市長への意見具申ということになります。

(山中会長)

そのような形になるということですのでよろしいでしょうか。

ー 発言なし ー

それでは、議事(1)については終了ということで、ありがとうございました。

次の議事に入らせていただきます。議事(2)第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン素案について、事務局から説明をお願いします。

(子育て支援政策課)

議事(2)「第2期さいたま市子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン素案について」説明をさせていただきます。

恐れ入ります、資料2「第2期さいたま市子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン素案」をお手元にご用意ください。表紙を1枚めくっていただき、目次をご覧ください。

全体の構成といたしまして、第1章は、計画策定にあたっての、計画策定の背景などの概要。第2章は、子ども・子育て支援事業計画、第1期計画の分析・評価。第3章は、子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策。第4章は、子どもの貧困対策推進計画。最後に巻末資料といたしまして、計画策定にあたっての検討スケジュールや分科会委員名簿、用語解説について掲載する予定です。

このたびは、第1回でお示しいたしました、骨子案からの変更点と、掲載事業を中心に説明させていただきます。

恐れ入ります、44ページをご覧ください。第2章の2「第1期計画の分析・評価」でございます。第1回では、現計画の平成30年度の事業評価についてご審議いただきました。ここでは、計画期間の平成27年度から平成30年度までの分析・評価について記載しております。

「基本目標Ⅰ 乳幼児期の教育・保育の充実」について、教育・保育施設の充実では、就業の有無などのライフスタイルに関わらず、幼児教育を希望する世帯の選択肢を増やすため、平成30(2018)年8月に「さいたま市子育て支援型幼稚園認定制度」を創設し、これまで17園の幼稚園をさいたま市子育て支援型幼稚園として認定しました。

また、待機児童の解消に向けて、保育を希望する方が1人でも多く保育施設を利用できるよう、認可保育所及び認定こども園の新設整備、認定こども園の増改築を実施し、3歳児から5歳児については、平成30年度末時点で確保方策を上回る定員増を達成しました。0歳児から2歳児については、平成30年度末時点での施設定員が確保方策を下回ったため、B評価となっています。今後も更なる保育需要の増加が見込まれることから、保育需要の高い地域を「保育所整備重点地域」に設定し、優先的に認可保育所等の整備協議対象とすることで、当該地域における施設整

備を促進します。

教育・保育の一体的提供・連携の推進では、幼稚園が多い本市の特徴に鑑み、既存幼稚園による幼保連携型認定こども園への移行を中心に、幼稚園型認定こども園も含めた、既存幼稚園の受け入れ枠を活用しつつ保育の受け皿を拡大していきます。事業評価では、全8事業が適切、またはおおむね適切と評価されました。

45ページをご覧ください。「基本目標Ⅱ 地域における子育て支援の充実」について、多様なニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実では、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に対して、放課後児童クラブにおいて、遊びや生活の場を提供することで、放課後等における児童の健全育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、待機児童の多く出ている小学校区を中心に、平成30年度までに61か所の放課後児童クラブを開設し、受入可能児童数を2,467人拡大しました。また、子育て相談・情報提供の充実では、「さいたま子ども家庭総合センター」が平成30年4月1日にフルオープンし、「ぱれっとひろば」等の遊び・交流の場となる市民コンタクトスクエアや、屋外の常設のプレイパークである「冒険はらっぱ」の運営を行い、「なんでも子ども相談窓口」等でさまざまな相談に対応するとともに、専門相談機関と連携した支援を行いました。事業評価では、全32事業が適切、またはおおむね適切と評価されました。

47ページをご覧ください。「基本目標Ⅲ 専門的な知識・技術を要する支援の充実」について、増加する児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応を確保するため、関係機関と連携を深め、専門性を高めるために職員の育成を行い、あらゆる児童相談に対応できる体制を推進しました。成長や発達に心配のある乳幼児・児童が地域生活を円滑に送ることができるように、医療・福祉が一体となって行う障害児等の早期診断・早期治療、障害に応じた訓練・指導及び保護者支援を継続して実施するとともに、障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもを受け入れている保育所・幼稚園等への地域支援を行いました。事業評価では、全19事業のうち、17事業が適切、またはおおむね適切と評価されました。一方で、改善の余地ありと評価された事業としては、子育てヘルパー派遣事業があり、運営方法等を見直すなど事業者数の確保を含め、より利用しやすい事業となるよう引き続き検討してまいります。

48ページをご覧ください。「基本目標Ⅳ ひとり親家庭等への支援の充実」について、子育て・生活の場の支援や就業支援では、ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援してまいりました。また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施しました。経済的支援では、ひとり親家庭等医療費支給制度の受給資格があるにもかかわらず、受給を受けていない家庭があるため、対象者に対して勧奨を行い、申請を促します。事業評価で

は、全 15 事業のうち、13 事業が適切、またはおおむね適切と評価されました。一方で、改善の余地ありと評価された事業としましては、ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業やひとり親家庭等就業・自立支援センター事業（就労支援）などがあり、ニーズを見極め、事業の検討を行ってまいります。

49ページをご覧ください。「基本目標Ⅴ 青少年・若者への支援の充実」について、青少年・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組では、平成 28 年度に緑区に新たに尾間木児童センターを開設し、市内に 18 箇所、各区 1 館以上の児童センターを設置しました。今後も親子で一緒に運動や工作などの体験や各種催し物や子育てサークル・子ども会の開催など、地域組織の活動を支援する児童センターの充実を図ります。また、困難を有する青少年・若者やその家族を支援する取組では、若者自立支援ルームでの年間のべ利用者数について、平成 29 年度に最多の 9,300 人に達し、最近 3 年間は 8,500 人を超えております。今後も社会生活を営むうえで困難を有する若者が 1 人でも多く円滑な自立を果たせるよう、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施いたします。また、地域における多彩な担い手の育成では、青少年の主張大会について、青少年が日々の暮らしの中での思いを、自分の言葉としてまとめ、発表することにより、いかに生きていくか、どのように協働していくかのテーマを見つけ、自ら考え行動することの契機として実施いたしました。応募数が減少傾向であるため、各学校に働きかけが必要となっております。事業評価では、全 17 事業が適切、またはおおむね適切と評価されました。

続きまして、62ページをご覧ください。「4 施策の体系」につきましても、基本目標とそれに対する施策を一覧とした体系図を記載しております。

「基本目標Ⅲ 専門的な知識・技術が必要な子ども・家庭への支援の充実」の施策②ですが、骨子案では、「社会的養護施策の充実」としておりましたが、平成 28 年に改正された児童福祉法では、里親委託の推進、養子縁組に関する相談・支援等、社会的養護から家庭的養育への転換について明確化されたことから、「社会的養育施策の充実」といたしました。

続きまして、64ページをご覧ください。「5 施策展開」では、基本目標・施策順に、それに関連事業を掲載しております。「基本目標Ⅰ 親と子が共に健やかに暮らせるまちづくり」「(1) 妊娠期からの切れ目のない母子保健体制の充実」では、「妊婦健康診査事業」、「妊産婦・新生児訪問指導事業」の外、5事業を掲載しております。

65ページをご覧ください。「(2) 親子の健やかな成長のための支援と環境整備」では、「乳幼児健康診査事業及び幼児歯科健康診査事業」、「子育て支援医療費助成事業」の外、3事業を掲載しております。

66ページをご覧ください。「(3) 思春期のこころとからだの健康づくり」では、「思春期保健事業」、「子どもの精神保健相談室」を掲載しております。

67ページをご覧ください。「基本目標Ⅱ 子育てがしやすい環境づくり」「(1) 幼児教育・保育の充実」では、「幼稚園・認定こども園」、「保育所等」、「認定こども園の普及」の外、7事業を掲載しております。

68ページをご覧ください。「(2) 地域における子育て支援の充実」では、「時間外(延長)保育事業」、「子どもショートステイ事業」、「子育て支援センター(単独型)事業」の外、13事業を掲載しております。

71ページをご覧ください。「(3) 相談・情報提供の充実」では、「ハローエンゼル訪問事業」、「なんでも子ども・若者相談窓口の実施」の外、14事業を掲載しております。

74ページをご覧ください。「(4) 放課後の居場所づくり」では、「放課後児童クラブ」、「放課後児童クラブにおける障害児保育の推進」、「児童センター事業」を掲載しております。

75ページをご覧ください。「基本目標Ⅲ 専門的な知識・技術が必要な子ども・家庭への支援の充実」「(1) 児童虐待防止対策の充実」では、「児童相談所における支援」「虐待の発生予防・援助における職員の能力の向上」、「子ども虐待予防家庭訪問事業」の外、8事業を掲載しております。

76ページをご覧ください。「(2) 社会的養育施策の充実」では、「里親制度」、「社会的養育推進事業」の外、2事業を掲載しております。

77ページをご覧ください。「(3) 障害児施策の充実」では、「総合療育センター事業」、「保育施設等における障害児保育の推進」の外、5事業を掲載しております。

79ページをご覧ください。「基本目標Ⅳ 子ども・若者の健全育成」「(1) 多様な体験・活動の提供」では、「チャレンジスクール推進事業」、「子どもの居場所づくり(多世代交流会食)」の外、7事業を掲載しております。

80ページをご覧ください。「(2) 地域における多彩な人材の育成」では、「青少年の主張大会」の外、3事業を掲載しております。

81ページをご覧ください。「(3) 困難を有する子ども・若者の支援」では、「若者自立支援ルーム事業」、「施設入所児童フェアスタート応援事業」の外、11事業を掲載しております。

83ページをご覧ください。「基本目標Ⅴ ひとり親家庭等への自立支援の充実」「(1) 生活支援」では「ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業」、「ひとり親家庭等医療費支給事業」の外、15事業を掲載しております。

85ページをご覧ください。「(2) 就労支援」では、「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金」、「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」の外、3事業を掲載しております。

最後に、86ページをご覧ください。「(3) 子どもに対する支援」では、「生活困窮者自立支援事業(学習支援事業)」、「入学準備金・奨学金貸付事業」を掲載し

ております。

このたびは、掲載事業について特にご意見いただければ幸いです。また、今後につきましては、12月に議会報告、1月にパブリック・コメント、3月に開催予定の第4回の当分科会におきまして、パブリック・コメントの意見を反映した計画の最終案についてご審議いただき、3月末に計画決定というスケジュールとなっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、宜しくお願いします。

(山中会長)

ただ今事務局からの説明がありました。特に掲載事業についてご審議をいただきたいということでございます。説明につきましてのご意見やご質問等はございますか。

(半田委員)

大変精度が高まってきたという感じがいたします。里親制度の関係で、資料1の平成30年度進捗状況及び評価においても意見を書かせていただきましたが、いわゆる里親委託率を令和11年度までに50%、乳児については令和6年までに75%を里親等の委託にこなさいと厚生労働省から指針が出ていると思うのですが。それに対して、さいたま市としてどのように進めていくのか。という記述がまったく無いのが、ちょっと不本意ですね。県の福祉関係の方から聞きますと、県では、さいたま市も含めた県内のまとめた数を厚生労働省に報告をするための作業を進めているということで、今日の午後県でその辺りの話を伺って来ます。さいたま市としては、令和2年から令和6年に関しまして、その辺の数字目標をどうされるのか。児童相談所の里親制度のところを書いてあるのは、研修を行いますとかそういうお話が書かれていますが、まずどれくらいの要保護児童のニーズがあってそれに対してどういう対応をしていくのか。そのためには里親数をどう持っていくのか、ファミリーホームをどのように開拓していくのか。そういった数値目標になじむような取組というのがあると思うのですが、この辺りをお聞きしたいというのが一点でございます。

それから二点目でございます、ショートステイの関係で施設数が書かれていますが、そちらの方も里親を活用すれば短期の預かり、今でも里親の方では一時保護という形で短期のお子さんをお預かりしているケースもありますが、そちらも施設と同様に活用されれば、いわゆる学校に行けなくなるということではなくて、その里親さんを活用すればもっと子どもに寄り添った形で出来るかと思えます。こちらは今回初めてお話をさせていただきますが、意見ということで申し上げます。

(山中会長)

資料の76ページの社会的養育施策の里親に関して、委託率とショートステイということで具体的に2点、ご質問とご意見をいただきました。事務局としていかがでしょうか。

(児童相談所)

半田委員のご意見のとおりこのところでは、継続的に企画をしていくとか登録数を増やしていくとかと、具体的な言葉だけで数値的な表記がありません。数値的な指標につきましては、本計画の上位計画となります市の総合振興計画の方で明記をしていくというふうに考えております。埼玉県との関係についてでございます。社会的養護の推進計画は県が作るというもので、これにさいたま市は含まれるという形になってしまいますので、ここでは数値は出せないのですが。それとは別で、さいたま市が目指す数字というのは、総合振興計画において目標値を立てさせていただきます。ショートステイにつきましては、里親さんを活用させていただければ大変助かります。また、ショートステイにつきましても規約ややり方もあったりしますので、そこは我々児童相談所だけでなく担当所管とも相談をしながら、こういった方法がより使いやすくなるかということ、制度に見合った形で検討していきたい。そして検討にあたっては、里親会さんの方とも相談をさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。

(半田委員)

私が希望していることにつきましては、今後作成する総合振興計画で数字がでてくると。こちらの方には数字は載らないということですね。総合振興計画に盛りこむ数値目標の作成主管はどちらになるのでしょうか。

(児童相談所長)

児童相談所で作成いたします。その方策につきましては保護者や施設関係者の方と相談をしながら、また我々の方でも里親さんをどう支援していくかということで現在も継続して行っていますが、今後さらに増やしていくために検討していくところでございます。

(山中会長)

総合振興計画の方で数値目標は入るということであり、またショートステイのところは関係のところと検討されているということで。今後数値にあわせて中身が変わっていくところは分科会でも見守っていく必要があるかなと思います。

その他、ご意見ご質問いかがでしょうか。

(小林委員)

数値の修正について提案をさせていただきます。資料2の34ページ及び54ページの不登校の児童生徒数が、平成29年度が最新となっておりますが、今年の10月に、文部科学省から平成30年度の数値がすでに発表されておりますので、差し替えをお願いします。

(山中会長)

今のご意見につきまして、事務局よろしいでしょうか。

(子育て支援政策課長)

最新の数字に修正させていただきます。

(山中会長)

よろしく願います。その他ご意見いかがでしょうか。

(田口委員)

79ページ基本目標Ⅳ子ども・若者健全育成(1)多様な体験・活動の提供のところ、お伺いします。チャレンジスクール推進事業と放課後児童クラブ及びチャレンジスクールの一体化型または連携による実施とあります。全体的な文章をみますと、放課後児童クラブがチャレンジスクールへ合流といいますか、主体がどちらかということチャレンジスクールというような受け止め方をしたのですが。実際チャレンジスクールが各小学校や中学校で行われております。ほとんど回数が週に1回とか月に何回と行われていますが、特に学校の敷地内にある放課後児童クラブなどと、本来児童クラブの事業の対象になっていない子ども達も参加できるような形が将来的には望ましいのかなと、思っております。そのへんの、今後の取組である、一体的な取組についての考え方をお聞かせいただきたい。

(青少年育成課長)

放課後児童クラブとチャレンジスクールの一体型または連携型の推進については、国において放課後総合プランというものが示されております。放課後児童クラブは昼間、保護者が就労等で家庭に居ない児童、いわゆる対象が限定された事業です。一方、チャレンジスクールは国でいうところの、放課後子ども教室という呼び方になります。こちらは、保護者の就労等に関係なく、全児童を対象に学校でいろいろな体験活動に参加する事業になります。さいたま市では、委員ご指摘のとおり各学校でのチャレンジスクールの開催頻度がまちまちでございまして、以前は放課後児童クラブに通っている子どもが開催頻度ですとか定員などにより、参加したくても参加できないという状況がありました。そこで、一体型や連携型を推進するために教育委員会と一緒に推進委員会を開いておりまして、チャレンジスクールの開催や規模を拡大していくことによって、他の児童クラブに入っている子ども達もチャレンジスクールに参加ができるような方策を毎年検討させていただいております。

今後でございしますが、小学校の中に放課後児童クラブが整備されている所が、まだそれ程多くないという現状がございまして。教育委員会と連携いたしまして、なるべく小学校の中に放課後児童クラブを入れていくための協議を行っていますので、すべての児童が学校で放課後が過ごせるように、積極的に教育委員会と連携してまいります。

(山中会長)

チャレンジスクールの方に主体があるというよりは、放課後児童クラブの子どももそちらに行けるようにという文章であるという理解でよろしいでしょうか。とても重要なご指摘かと思えます。放課後児童クラブとチャレンジスクールの機能は本

来違っていた訳で、一体型とか連携型ということで双方の良さを殺さずに放課後児童クラブの主体も殺さずということにも係るご意見だったと思います。教育委員会と連携される時も重要なご指摘と理解しました。

(田口委員)

どちらかという、国の方も教育委員会サイドも放課後児童クラブというものを推進しているというか、そんな方向もあると思います。最近の低学年の子どもを見ていると、学校が遊びの場になってきている。ご両親が働いている方達でない子ども達も遊び場が少なくなっているの、学校に行くという傾向があると思いますので。そのへんも含めてこれからも教育委員会との連携をお願いしたいと思います。

(小野委員)

放課後児童クラブの話がでたので、関連といいますか私自身も関わっているところでもあるので質問させていただきます。資料の74ページ53)放課後児童クラブに関する事業の説明をいただいています。ここに書いてある内容自体は積極的に推進していただきたいと思っております。一方で28ページの放課後児童クラブの利用状況(小学生保護者調査より)のアンケート結果で前回と今回の比較がでていますが、それによると前回調査と比べて、「利用していない」が2.4ポイント増加しています。利用状況の割合が、減っているかのようなデータの書かれ方をされていますが、このあたりのデータの評価をどうされているのか伺います。

(山中委員)

ご説明いただけますでしょうか。アンケートの結果をどういうふうに読むかということですね。

(青少年育成課長)

28ページにお示しさせていただいている保護者調査の結果ということで、利用していない方が前回の調査よりも実数的に減っているということにつきましては、一部では希望するけれども入れなかった方が相当数いらっしゃったのかなという、感想をもっております。実際の放課後児童クラブの利用率につきましては、さいたま市全小学生の17%位が放課後児童クラブを利用していますが、こちらの利用率は把握できております。まずは、400人近い待機児童の解消に向けて受け皿を拡げていくことで、利用して頂ける児童を増やしていきたいと考えております。

(小野委員)

さいたま市の方策として、公設のクラブを作らないということで、NPO法人を中心とした民設クラブへの委託というのが事業の中心になっていると思うのですが、民設のクラブでは我々保護者が役員をやったりして、運営に直接関わっています。私もその役員をやっているのですが。割合として低学年中心にどんどん増え続

けているという感覚の方が大きいので、このデータを見た時に何故下がっているのかなと思いました。資料の5, 6ページで調査の対象がどうなのかと見てみると、小学生保護者は1から4年生から1クラス、5, 6年生から1クラスを抽出しているとなっているので、要するに高学年の割合が多いデータなのかなと思いました。さらに、前回1,798だったのが今回5,571と数も増えています。高学年の割合がかなり増えていて、高学年というのとは一人で過ごせる子も増えてきますし、習い事も多くなってくるので、放課後児童クラブの利用も高学年になれば割合が下がるのは当たり前な話で、そういったところのデータなのかな、と読んでいます。これを載せると、学業との両立で下がってきているのかと、ミスリードしてしまうようなデータに思えたので、どのように評価されているのかなというのが気になったところです。今、利用率が上がっているというところからみると、ちょっと意見にはなるのですが、74ページに書いてあるとおり、民設クラブの整備をより積極的に進め、待機児童の解消を図ります。と、新たな活用可能校の選定を行い、余裕教室等の活用を引き続き推進していきます。と要するに、学校の空き教室等を利用して推進していくというお話がありました。民間のクラブですと保護者が実際に運営に関わっていて、どんどん児童が増え続ける中で施設のキャパシティが足りなくなると。足りなくなると保護者が民間施設の部屋探しというような事態になって、それが非常に無駄になっていて。民間の施設やビル等で、放課後児童クラブというのは歓迎されず、部屋探しに苦労しているというのが現状です。青少年育成課もそこは理解していただいていると思いますが。やはり、学校の空き教室の積極的な利用というところは、すごく推進していただきたいと思っております。私が利用している放課後児童クラブはおかげ様で学校の中に入れたというのがありますが、改修になるとまた出なければいけないとか、学校との日々の調整とかも大変な思いをしながらやっているところでもあります。そういったところを青少年育成課、教育委員会、学校施設課との横の連携をしっかりと、あとのフォローもやっていただけるとありがたいな、と。これは意見でございます。

(青少年育成課長)

民設クラブを増やしていく中で、法人の皆様にご負担をかけているのが施設探しということでございまして、やはり子ども達の安全な放課後を守るためには学校の中で過ごしていくというのが一番いいというのは、私共所管も教育委員会も同じ認識であります。学校活用に関しまして、学校施設課と青少年育成課で活用検討委員会を開いております。それぞれの学校の状況ですとか放課後児童クラブの待機児童の状況などの数値を持ち寄り、候補の学校を選定します。学校側との協議には必ず青少年育成課だけでなく、教育委員会の担当課である学校施設課と双方できちんとお話をさせていただいております。こちら「しあわせ倍増プラン2017」の目標にもなっておりますので、引き続き連携を深めながら学校施設の活用について努力してまいりたいと考えております。

(山中会長)

最後のご意見のところにつきまして、説明をしていただきました。基礎調査の解釈の仕方というのは大きな問題だと思います。資料28ページのデータについて小野委員からご指摘がありました。そういう意図はないけど、読み手をミスリードしてしまう。そういう調査の数値の出し方というのはちょっと大きいと。しかも基礎調査を基にして施策なりを説明されることを考えると、先程ご指摘があったように対象者をどのように絞り込んでいくかとか、そこであがってきた数値をどのように読み解くのか。とても重要なご指摘だと思います。放課後児童クラブだけでなく細かく見ると他のところでもあるかもしれない。このあたりを関連して説明して頂ける方はいらっしゃるのでしょうか。数値が一人歩きをします。これは根本的に大きな指摘ではないかと思います。しかも調査の結果と今日の施策の文章にズレがあるのでと読まれるようだと、どうなのかと個人的にも思います。対象者はどのように精査されているのか、調査の厳密さというのはどう担保されているのでしょうか。

今難しければ、次回にでも回答いただければと思います。個人的にも気になるころがあって、この数値をどのようにみるのかといったところが幾つかあります。施策立案の根拠がどの程度あるのか分からないこともあるので。次回以降関わるところで、ご説明頂ければ。それが小野委員からの放課後児童クラブのところでのご指摘だと思います。

他にご質問等ある方いらっしゃいますか。具体的な施策のあり方について、できるだけそこに焦点を合わせながらということになります。

－ 発言なし －

(山中会長)

それでは、私からお聞きさせていただきます。48ページひとり親家庭等への支援の充実のところ、49ページの表で改善余地ありと評価された事業のうちの一つに64)ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業があって、事業の方向性が縮小となっています。事業評価がCで縮小になったということについて、説明をしていただきたいと思います。改善の余地ありと評価された事業としては、ニーズを見極め事業の検討をしていきます。とあります。

(子育て支援政策課長)

事業の方向性が縮小となっていることにつきまして、本事業を利用される方が少ないという現状がございます。また、ジョブスポットにおいても同様の事業を実施しており、プログラムの策定要請があれば直接案内することが可能となり、利用される方が減ってきてしまったことから、市の事業として縮小ということで検討させていただいているところです。

(山中会長)

その後どうなるのかということで、今後の結果を見守っていきたいと思います。

その他のご意見いかがですか。

(鈴木真由美委員)

資料72ページ44)ハローエンゼル訪問についてお伺いします。産婦・新生児訪問等を利用しなかった家庭を訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談や子育て支援の情報提供を行います。となっています。今、虐待のこととかいろいろ騒がれています。エンゼル訪問で、不安や悩みの相談や子育て支援の情報提供だけで今後いいのでしょうかという不安がありますが。

(子育て支援政策課長)

エンゼル訪問員が訪問して情報提供をするという形ですが、虐待等につきましては、児童相談所を直接ご案内するという形をとらせていただいております。

(山中会長)

もう一度ご質問の主旨をご説明いただいでよろしいでしょうか。

(鈴木真由美委員)

実際に私もエンゼル訪問員をしていたので、訪問した時に直接赤ちゃんを見る機会がありますが、赤ちゃんが寝ているときには起こして連れて来て下さいとか寝ているところまで行ったりしないので、結構ですと言って終わってしまう。新生児訪問の時には、裸になって身長体重を測ったりしていますけれども、その中で漏れた子ども達がエンゼル訪問で伺ってお会いすることになると思うので、もう少しエンゼル訪問を踏み込んだものにした方がいいのかと。個人的には、エンゼル訪問員を民生委員や愛育会の人達でやっていくには難しい時代になってきているのかなと、感じていますが。

(山中会長)

資料1の意見具申案の委員さんからのご意見のところに、ハローエンゼル訪問事業については前回ご意見をいただいた内容を入れさせていただいております。今後の事業の在り方について、今のご意見も含めて検討をしてください。

(子育て支援政策課長)

はい。こちらの事業につきましては、専門職の方というよりも地域に密接に繋がりのある方が直接訪問させていただくということが重要であると考えていることが、まず1点あります。ただ今のご意見ですが、今回の具申で委員さんからのご意見もございますので、可能かどうかわかりませんが検討したい。いろいろな手法があると思うのですが、実際踏み込んでいいのか、そもそもそこまでやってはいけいいのか、という。詳細に検討しなくてははいけませんので、すぐさま専門職の人を出します、ということではないと思います。影響があるのであれば、保健センターに連絡をさせていただくということになると思いますので、今後検討させていただきます。

(鈴木真由美委員)

内容については、ハローエンゼル事業が始まって10年以上経過していると思

いますので、少し内容を変えてもいいのではないかなと思っています。

(山中会長)

事業がスタートしてからの評価も想定しながら今後の在り方を検討する必要があるというのも重要なご指摘かと思います。

(子育て支援政策課長)

先ほどの、放課後児童クラブの利用状況の関係で、データについてのご意見をいただきました。前回の抽出と今回の抽出の対象が異なっていると、前回は対象を小学校4年までということでデータを抽出しておりました。今回は5,6年生を含めて抽出をしていますので、どうしてもその部分で放課後児童クラブを利用する人が少ないということが出てきておりますので、やはりこれは比較する上でちょっと問題ですので、このデータについては削除する形で検討させていただきたいと思います。

(山中会長)

削除するということですが、いかがでしょうか。削除提案ではなかったと思いますが。

(小野委員)

削除というか、データ出し方をもうちょっと、たとえば低学年のみを抽出したものを出すとか、比較自体を無意味だとは思わないので、削除ということで片づけてしまってよいのか分らない。

(子育て支援政策課長)

削除といいますか、対象がもともと違いますので、前回部分を削除させていただくという形をとらせていただきたい。

(山中会長)

削除される部分というのはどこでしょうか。

(子育て支援政策課長)

資料28ページの放課後児童クラブの利用状況の前回、今回の前回部分を削除させていただきます。

(山中会長)

前回、今回と並んでいるこの部分ですね。でも比較しなかったらあまり意味がなくなってしまうわないですか。

(子育て支援政策課長)

アンケートの対象者が違うというところがあります。前回は小学校4年生までの保護者で、今回は5,6年生まで含まれています。要するに利用状況の前回調査部分については、今回の計画上は比較できませんので、データの前回部分を削除させていただきますと考えております。

(山中会長)

比較自体のナンセンスさに対しては削除という手はあるのかもしれませんが、このデータを出すことの意味については、比較をしないでも今回調査の結果は残りますよね。

この数字もリアルかどうか分からないということではないですかね。

(小野委員)

前は 4 年生までとられたということもあって、今回は資料の 5 ページでいうと小学校の 1～4 年生から 1 クラスとか、5, 6 年生から 1 クラスと別れていて。5, 6 年生を除いたものを今回のデータにするとか、いくらでもやりようがあるような気がするので、もうちょっとその扱い方もじっくり検討していただきたいなと思います。

(山中会長)

今回調査の数値だけを残すというと、確かにナンセンスな比較という部分は無くなりますが。今回調査の数値自体が放課後児童クラブの利用状況を示す数値として、どこまで適切かというところに疑問が残ります。前回部分を切るだけでなく、何かやり様があるのではないか。ということですね。

(小野委員)

そこも含めてご検討いただければと思います。もちろん削除という方針もあるかもしれませんが。今回のデータはミスリーディングになるのかなというところは、認識として共有できたのかなと。

(山中会長)

そのあたりを含めて検討していただけますでしょうか。

(子育て支援政策課長)

数値ですのでミスリードがあってははいけません。前回部分については比較対象になりませんので、削除の方で検討させていただきます。データ自体は注釈を加えて分かりやすい形で今回のものは表記をさせていただきたいと思います。検討させていただきますのでよろしくお願いします。

(山中会長)

時間になりますが、ご意見ご質問はいかがですか。

－ 発言なし －

(山中会長)

今の数値については、放課後児童クラブ以外でもあるかもしれませんが。それも含めて全体的に比較が難しいところはないか、また今回の調査対象でミスリードになるようなところがないか、再度確認していただけるといいのかなと思っています。

個人的には貧困対策でも、資料の 117 ページの就学援助認定者数の推移が気になっていて、さいたま市の援助率は全国平均と比べると低く、7 年連続で減少している。この数値をどうみるのかと。この数値を一体どう捉えたらいいのかということ

ころで、バックグラウンドなり施策はどのようになっているのか、気になっている部分があります。

最初のアンケートを中心に、数値の出し方や取り方を広くご検討いただければ有難いです。

その他ご意見なければ、議事（2）について終了となります。

－ 発言なし －

以降ご意見などありましたら、事務局までお願いいたします。

執行部および事務局から何かございますか。

－ 発言なし －

以上をもちまして、本日の議事すべて終了とさせていただきます。

委員の皆様には、会議の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお戻しします。

【閉 会】

（事務局）

山中会長並びに委員の皆様、本日は、誠にありがとうございました。

次回の会議につきましては、本日ご審議いただきました「第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望（ゆめ）プラン」の素案につきまして、パブリック・コメントを経て最終的な計画案についてご審議をいただきたく、来年3月に第4回目を開催させていただきたいと考えておりますので、委員の皆様にはご出席くださいますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和元年度 第3回 さいたま市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会(地方版子ども・子育て会議)を終了いたします。